

教職員の皆様へ

事務局総務部人事課

## 期末手当等の支給月数の引き上げについて

国においては人事院、大阪府・大阪市においては人事委員会において、賞与にかかる民間との均衡を図るため、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数の引き上げが勧告され、国・大阪府・大阪市においては、勧告に基づき、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数をそれぞれ0.05月ずつ引き上げることとされました。

地方独立行政法人法では、地方独立行政法人の職員の給与の支給の基準を定める際に「同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間企業の従事者の給与」を考慮しなければならないこととされており、本法人においても、国や地方公共団体、本法人の設立団体である大阪府・市における期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定状況を踏まえて、以下のとおり期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を引き上げることといたしましたので、お知らせします。

### 1. 改定内容

#### (1) 常勤教職員

- ・ 期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ0.05月（再雇用は0.025月）ずつ引き上げます。
- ・ 令和5年度は12月期の期末手当及び勤勉手当を引き上げ、令和6年度以降は6月期及び12月期の支給月数が均等になるように引き上げます。

#### 【令和5年度の支給月数】

区分		6月期		12月期	
		期末	勤勉	期末	勤勉
下記以外の教職員	現行	1.200月 (1.000月)	1.000月 (1.200月)	1.200月 (1.000月)	1.000月 (1.200月)
	改定後	<b>1.200月</b> <b>(1.000月)</b>	<b>1.000月</b> <b>(1.200月)</b>	<b>1.250月</b> <b>(1.050月)</b>	<b>1.050月</b> <b>(1.250月)</b>
定年前給与抑制教員※	現行	0.230月 (0.180月)	0.330月 (0.380月)	0.230月 (0.180月)	0.330月 (0.380月)
	改定後	<b>0.230月</b> <b>(0.180月)</b>	<b>0.330月</b> <b>(0.380月)</b>	<b>0.280月</b> <b>(0.230月)</b>	<b>0.380月</b> <b>(0.430月)</b>
再雇用	現行	0.675月	0.475月	0.675月	0.475月
	改定後	<b>0.675月</b>	<b>0.475月</b>	<b>0.700月</b>	<b>0.500月</b>

【令和6年度以降の支給月数】

区分		6月期		12月期	
		期末	勤勉	期末	勤勉
下記 以外の 教職員	現行	1.200月 (1.000月)	1.000月 (1.200月)	1.200月 (1.000月)	1.000月 (1.200月)
	<b>改定後</b>	<b>1.225月</b> <b>(1.025月)</b>	<b>1.025月</b> <b>(1.225月)</b>	<b>1.225月</b> <b>(1.025月)</b>	<b>1.025月</b> <b>(1.225月)</b>
定年前 給与抑 制教員※	現行	0.230月 (0.180月)	0.330月 (0.380月)	0.230月 (0.180月)	0.330月 (0.380月)
	<b>改定後</b>	<b>0.255月</b> <b>(0.205月)</b>	<b>0.355月</b> <b>(0.405月)</b>	<b>0.255月</b> <b>(0.205月)</b>	<b>0.355月</b> <b>(0.405月)</b>
再雇用	現行	0.675月	0.475月	0.675月	0.475月
	<b>改定後</b>	<b>0.6875月</b>	<b>0.4875月</b>	<b>0.6875月</b>	<b>0.4875月</b>

( )内は特定管理教員

※年度の初日の前日において、63歳以上の年齢に達している教員（大阪公立大学医学研究科に勤務する教員を除く。）をいいます。

(2) 職務限定職員及び特定職員

- ・期末手当の年間支給月数を0.05月（再雇用は0.025月）引き上げます。
- ・令和5年度は12月期の期末手当を引き上げ、令和6年度以降は6月期及び12月期の支給月数が均等になるように引き上げます。

【令和5年度の支給月数】

区分		6月期	12月期
再雇用以外	現行	1.200月	1.200月
	<b>改定後</b>	<b>1.200月</b>	<b>1.250月</b>
再雇用	現行	0.675月	0.675月
	<b>改定後</b>	<b>0.675月</b>	<b>0.700月</b>

【令和6年度以降の支給月数】

区分		6月期	12月期
再雇用以外	現行	1.200月	1.200月
	<b>改定後</b>	<b>1.225月</b>	<b>1.225月</b>
再雇用	現行	0.675月	0.675月
	<b>改定後</b>	<b>0.6875月</b>	<b>0.6875月</b>

### (3) 有期雇用教職員及び無期雇用教職員

- ・期末手当の年間支給月数を0.05月（再雇用は0.025月）引き上げます。
- ・令和5年度は12月期の期末手当を引き上げ、令和6年度以降は6月期及び12月期の支給月数が均等になるように引き上げます。

#### 【令和5年度の支給月数】

区分		6月期	12月期
再雇用 以外	現行	1.200月	1.200月
	<b>改定後</b>	<b>1.200月</b>	<b>1.250月</b>
再雇用	現行	0.675月	0.675月
	<b>改定後</b>	<b>0.675月</b>	<b>0.700月</b>

#### 【令和6年度以降の支給月数】

区分		6月期	12月期
再雇用 以外	現行	1.200月	1.200月
	<b>改定後</b>	<b>1.225月</b>	<b>1.225月</b>
再雇用	現行	0.675月	0.675月
	<b>改定後</b>	<b>0.6875月</b>	<b>0.6875月</b>

## 2. 実施時期

令和5年度の引き上げは、令和5年12月期の期末手当及び勤勉手当から実施  
令和6年度以降の引き上げは、令和6年6月期の期末手当及び勤勉手当から実施

#### ◆問い合わせ先◆

- ・事務局総務部人事課 給与厚生担当  
電話 072-254-7468、9519
  
- ・医学部・附属病院事務局人事課  
電話 06-6645-2721